

令和7年度笠間市  
予算特別委員会記録 第4号

令和7年3月10日（月曜日） 午前10時00分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

- 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算  
議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算  
議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算  
議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算  
議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算  
議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算  
議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算  
議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算

出席委員

委員 長	坂 本 奈央子 君
副委員 長	益 子 康 子 君
委 員	長谷川 愛 子 君
〃	酒 井 正 輝 君
〃	鈴 木 宏 治 君
〃	川 村 和 夫 君
〃	田 村 幸 子 君
〃	村 上 寿 之 君
〃	石 井 栄 君
議 長	畑 岡 洋 二 君

欠席委員

な し

出席説明員

市	長	山 口 伸 樹 君
副	市 長	近 藤 慶 一 君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	磯 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	藪 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳 君
水 道 課 長	古 木 滋 君
水 道 課 長 補 佐	川 松 信 一 君
水 道 課 G 長	田 中 英 樹 君
水 道 課 G 長	松 下 哲 也 君
水 道 課 G 長	中 田 雄 久 君
下 水 道 課 長	高 久 和 一 君
下 水 道 課 長 補 佐	野 沢 力 君
下 水 道 課 G 長	安 保 信 男 君
下 水 道 課 G 長	久 保 田 博 和 君
建 設 課 長	田 中 博 君
建 設 課 長 補 佐	佐 山 和 代 君
建 設 課 G 長	中 村 哲 也 君
建 設 課 G 長	川 又 英 人 君
建 設 課 G 長	埴 隆 之 君
建 設 課 G 長	島 田 篤 君
管 理 課 長	鈴 木 滋 君
管 理 課 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
管 理 課 G 長	酒 井 一 典 君
管 理 課 G 長	郡 司 和 英 君
管 理 課 G 長	友 部 賢 一 君

都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
都 市 計 画 課 G 長	仲 野 一 成 君
都 市 計 画 課 G 長	藤 井 伸 広 君
都 市 計 画 課 G 長	藤 枝 秀 延 君
会 計 課 長	塩 畑 猛 君
会 計 課 主 査	海老澤 仁 君
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子 君
議 会 事 務 局 次 長 補 佐	鶴 田 貴 子 君

---

出席議会議務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

午前10時00分開議

○坂本委員長 おはようございます。皆様連日お疲れさまでございます。本日は予算特別委員会の最終日でありますので、よろしく御協力お願い申し上げます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

---

○坂本委員長 本日は、上下水道部、都市建設部、会計課及び議会事務局所管の審査を行います。

議案説明のため出席を求めた者は、名簿のとおりであります。また、議会事務局職員の出席者は、事務局長、次長、次長補佐、係長であります。

本日の会議の書記は、次長補佐をお願いいたします。

ここで御報告いたします。

本日、傍聴の申出がございました。これを許可しております。

それでは最初に、上下水道部水道課所管の水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 おはようございます。水道課でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

下から3行目の資料をお開き願います。

議案第59号を御説明します。

第2条は、業務の予定量です。

(1) 給水件数は2万7,637件、(2) 年間総給水量は668万5,801立米、(3) 1日平均給水量は1万8,317立米、(4) 主要な建設改良事業は、旭町の中継場建設事業4億2,838万5,000円、老朽管更新事業3億2,103万5,000円、専用回線IP化事業6,160万円でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

この内容につきましては、この後、後ろのページの明細書で御説明させていただきます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

この内容につきましても、この後説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

第5条、企業債は、中継場建設事業、老朽管更新事業、専用回線IP化事業に充てる起債につきまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

次の3ページをお願いいたします。

第7条は、支出予定の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、記載のとおり定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金は、一般会計から受ける負担金、補助金を定めるものです。

第10条は、たな卸資産購入限度額を600万円と定めるものでございます。

それでは、歳入、歳出の予算を御説明させていただきます。

恐れ入ります、31ページをお願いいたします。31ページの明細書をお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入から主なものを御説明いたします。

1款水道事業収益、本年度予定額は18億4,695万8,000円でございます。

次に、その内訳になります。1項営業収益は、16億6,361万6,000円です。主なものは、1目給水収益、1節水道料金16億687万2,000円と、3目その他営業収益、1節加入金4,842万円でございます。

次に、2項営業外収益は、1億8,333万8,000円です。主なものは、4目長期前受金戻入1億2,797万7,000円と、次のページをお願いいたします。5目雑収益、2節その他雑収益4,300万9,000円でございます。2節その他雑収益の主なものは、水道事業と合わせて行っている業務、公共下水道や農業集落排水及び工業用水、これらの業務について一括で行っているものを、それぞれの会計から受託金として収入しているものでございます。

33ページをお願いします。

続いて、支出でございます。

1款水道事業費用は18億1,538万6,000円です。

内訳としまして、1項営業費用は17億2,948万6,000円です。

次に、営業費用の内訳になります。1目原水及び浄水費は8億6,193万9,000円です。主なものは、20節修繕費、取水井戸のしゅんせつや浄水施設の修繕などを予定しております。25節動力費は、電気料です。32節受水費は、県水の受水費でございます。

次に、2目配水及び給水費は7,882万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

主なものとしまして、20節修繕費は、水道管の漏水などに対応する修繕費用です。25節動力費は、電気料でございます。

35ページをお願いします。

4目業務費1億6,346万9,000円の主なものは、17節委託料1億4,342万2,000円になります。17節委託料の主なものは、水道事業等包括業務委託料及び水道管の老朽管の診断をします最新技術を導入する、A I管路劣化診断委託料1,623万2,000円などでございます。

次に、5目総係費は、人件費などでございます。

37ページをお願いします。

6目減価償却費は、5億1,665万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、2項営業外費用は7,049万6,000円です。主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費、46節企業債利息及び2目、49節消費税及び地方消費税でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、資本的収入及び支出になります。

まず、収入から、1款資本的収入は7億9,678万2,000円です。内訳としまして、1項、1目企業債7億8,600万円は、老朽管更新事業や中継場建設事業、専用回路IP化事業に充てる借入れでございます。

次に、2項他会計負担金、1目一般会計負担金1,078万円は、消火栓設置に要する工事負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、支出になります。

1款資本的支出は12億4,918万円でございます。内訳としまして、1項建設改良費は9億6,592万3,000円でございます。

主なものは、2目施設改良費、27節工事請負費9億895万3,000円でございます。この工事請負費の主なものですが、老朽管更新工事及び中継場建設工事、それと水道施設の集中監視をしている装置がございます。その管理している回線、こちらを光回線に変更する専用回路IP化工事でございます。

次に、3目、61節資産購入費です。2,556万2,000円は、水道メーター量水器を購入する費用でございます。

次に、2項、1目企業債償還金2億8,325万7,000円は、企業債元金の償還金でございます。

議案第59号の説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 今説明ありました、1ページ、40ページの専用回線のIP化事業6,160万円なんですけれども、かなり高額に、光回線に替えるということなんですけれども、どういったものなのか、内訳を教えてください。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 今回は、笠間地区の施設の集中管理になります。

友部地区は、既に発注済みになっております。今、やっております。

来年度は、笠間地区をやりたいということで考えております。笠間地区10か所にあります増圧ポンプ場を集中管理しています装置が、2028年でN T Tのテレメーター回線がサービスが終了するものですから、それまでに光回線に変更する事業になります。

各増圧ポンプ場などの水位に異常がある、あるいは設備に障害があつたりしますと連絡が入るような装置になっております。こちら各職員とつながっております、それを光回線にしたいなという事業でございます。

以上です。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 そうすると、1か所当たり600万円ぐらいかかるっていう考えになるのかなと今思うんですけれども、多分L 2スイッチを入れてV P Nを通しながら、本署というか、のほうに持ってくるのかなと思うんですけれども、それにしてもこんなにかかるのかなという思いがちょっとあつて今聞かせていただいたんですけれども、これ設備代と工事費用と、あと契約運用費があると思うんですけれども、その辺の内訳ってある程度分かりますか。

○坂本委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前10時18分休憩

---

午前10時20分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松下グループ長。

○松下水道課G長 御説明いたします。

確かにおっしゃるとおり、高額な費用とはなっております。

ただ、機器経費だけで10か所分で2,800万円、こちらのほうが計上されております。それに伴って、労務費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計ということで、合計が5,600万円という金額になっております。

実際にN T T回線、こちら光回線ということになると、実際に2028年度が終期ということになっておりますが、これでも今、経費が増加傾向、人件費を中心に増加傾向にあるというところもございまして、先行して工事を発注することによって少しでも総合的な経費を抑えられるようにという思いで、令和7年度の事業とさせていただいたところでございます。

以上になります。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 アナログ回線自体がN T Tのほうで、東日本は2028年度終了するっていう、サービス自体がなくなってしまうので、違う方式に今変えたほうが効率的に安いとい

う判断の下で、今この時期に工事をやるっていうふうな理解でよろしいでしょうか。

○坂本委員長 松下グループ長。

○松下水道課G長 おっしゃるとおりでございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 1ページなんですけれども、1日平均給水量が1万8,317立米となっておりますけれども、県水と自己水合わせての量だと思いますが、県水と自己水の量をそれぞれ、内訳で教えてください。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 本年度は、前年度同様に、県水が57%を見込んでおりまして、自己水が43%の割合でございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、57%っていうのは1万8,317の57%、それで43%は、その43%ということでもいいわけですね。

それではもう一つ、31ページ、収入の水道事業収益が18億4,604円になりまして、給水収益が16億円となっておりますね。この収益というのは、使用者から納められる利用料金ということでもいいんですよね。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 おっしゃるとおりでございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、この料金というのは、管の口径によって料金が違うわけですね。そうしますと、一番多い口径のものが何ミリで、それでそれが何%ぐらいか。そして、その次がどのくらいかっていうのを、教えてもらうことができますか。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 一般家庭では20ミリというのが多いんですけれども、同じように13ミリの方も多いので、申し訳ございません、今数字持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○石井 栄委員 分かりました。

もう一つ。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 老朽管更新事業というのに3億2,100万円の費用を充てているということが、1ページに出ていますよね。それで、老朽管更新事業は、今年の予定量というのは何キロとか、そういうのを知らせてほしいんですが。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 老朽管更新は、来年度は予算を増額させていただいておりまして、予算

ベースで言いますと前年比1.9倍になっております。事業量ベースで言いますと2.2倍を予定しております、延長で言いますと3.3キロを予定しております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、老朽管っていうのは40年で区別するんですよ。そうすると、40年以上経っている老朽管のうちの今年度予定量というのは、3.3キロっていうのは何%ぐらいになるんですか。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 およそ2.3%でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 40ページの消火栓の設置工事の件で、すみません、質問します。消火栓の設置工事って消防がやるものだと思っていたんですけども、この消火性と設置工事って水道がやるものなんですか。その辺ちょっと教えてください。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 消防から依頼を受けまして、水道課のほうで工事しております。そのため、一般会計から予算も頂いて、施工は水道課でやるというような形でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 そうすると、消防の会計としては、設置工事としては計上してないってことか。そこどうなんですか。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 予算としましては、消防のほうは予算しないものと思いますが、消防の予算まで把握しておりませんので、大変申し訳ございません。私どもとしましては、歳出で消火栓の設置、あと一般会計負担金で、その分の入金というのを企業会計で行わさしていただいております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 この設置工事って何か所ぐらいの依頼があるか、これは分かっていますか。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 今年、6か所を予定しております。

○村上寿之委員 3回質問しちゃったから、ちょっと休憩させてもらっていいですか。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

---

午前10時27分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

村上委員。

○村上寿之委員 申し訳ないのですけれども、オーバーしちゃって申し訳ないです。

消火栓の設置の、結局回数っていうのが今年が多かったという今お話があったと思うんですけれども、来年度に向けては6基でしたっけ、今年は13基、何でそんな差があるのかっていう部分に対して、御答弁をお願いします。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 令和6年度は、道路改良事業に併せて行う消火栓設置が多かったために、13か所やりました。令和7年度に関しましては、6か所中、3か所が消防からの要望によります3か所、同じく残り3か所は道路改良事業に併せて行う3か所でございます。令和7年度は、令和6年度と比較しますと、設置箇所数は少ない状況となっております。

令和6年度は、安居工業地域の道路改良事業に併せて設置する消火栓が多かったものですから、本年度と差が生じております。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 35ページの4目業務費の17節委託料の中のA I管路劣化診断委託料なんですけれども、このA Iを導入することによって今までのやり方の違い、あとどのような効率化がされて、その精度ってどのぐらい向上するんでしょうか、劣化の診断するのに。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 A I管路診断は、水道課がっております水道管の情報、どんな種類をいつ頃設置したっていうものと水道の漏水がどれぐらい発生、どの場所でいつ発生したっていうデータを、分析会社に提供いたします。

分析会社は、入札で決まります。

分析会社は、水道課の情報に、環境情報といまして、人口や土壌、気象、標高、傾斜、交通、地震、これらの情報と併せて分析をいたします。そして、そのA Iによる計算によりまして、今後1年から5年の間に破損する確率を算出するものなんですね。

一方で、今水道課がやっております水道管の老朽管更新は、どちらかといえますと、発生している箇所を直している状況でございます。

私たちとしましては、より効率的に分析の結果と発生している状況、あわせて効率的にやりたいなと考えているところでございます。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 ということは、今までやってきたのは、もう現象として現れているものに対して対応していたのを、未然に分析して、ここがもう劣化していて危ないだろうっていうところに手を加えていくっていう解釈でよろしいでしょうか。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 おっしゃるとおりでございます。

そのような、効率的にやって有収率を上げたいというのが狙いでございますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 ということは、このAIを導入してやるのは、今言った、1年から5年先まで見られるということなので、これ毎年委託して診断するっていうことはやらないっていうことですよ。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 はい。毎年やるものではなくて、今回実施して、その結果に基づいて、更新を何年もかけてやっていくっていうふうになると思いますので。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 33ページの営業費用というのが出ておりますが、その中に、原水及び浄水費というものの本年度の予定額が8億6,193万9,000円という費用が計上されていますけれども、この原水及び浄水費が、これが全部かかった後、この費用をかけた後、各家庭に配水されるということではないですか。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 33ページの1目原水及び浄水費は、水をつくる費用です。

次の2目、大まかに言いますと、2目配水及び給水費が、水を配る費用でございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、家庭に届くまでの水にかかる費用というのは、原水及び浄水費と配水及び給水費を合わせたものを自己水の量で割った値になるというふうに解釈すればいいんですか。

○坂本委員長 古木課長。

○古木水道課長 単純に言えば、3条といたしまして、営業費用全般をかかっている費用ですから、何て言うのですか、今水をつくる費用が原水費だとして、配る費用が配水費だとして、そのほかに総係費で人件費であったり減価償却費であったり、そういったものも含めて歳出予算でございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

次に、工業用水道事業会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算の主なものにつきまして御説明いたします。

下から2行目、議案第60号をお開き願います。

第2条は、業務の予定量です。

(1) 給水件数は4件、(2) 年間総給水量は14万3,425立米、(3) 1日平均給水量は393立米でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものです。

この内容につきましては、後ろのページで説明させていただきます。

次に、第4条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものです。

次のページをお願いします。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について、記載のとおり定めるものです。

第6条は、たな卸資産購入限度額を100万円と定めるものでございます。

それでは、収益的収入及び支出の主な内容について御説明申し上げます。

恐れ入ります、22ページをお願いいたします。22ページの明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款工業用水道事業収益、本年度予定額は3,372万4,000円でございます。

内訳となります。1 項営業収益、1 目給水収益2,950万4,000円は、岩間地区にあります岩間工業団地内の3 事業所からの水道料金収入でございます。

次に、2 項営業外収益は421万6,000円です。主なものとしまして、3 目雑収益、1 節その他雑収益の人件費負担金394万円でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

続いて、支出となります。

1 款工業用水道事業費用、本年度予定額は3,027万3,000円です。

内訳としまして、1 項営業費用は2,826万8,000円でございます。

次に、1 項営業費用の内訳となります。1 目原水及び浄配水費838万6,000円、この主なものは、20 節修繕費は、故障等に対応するための修繕費用でございます。25 節動力費は、電気料となります。

次に、2 目総係費は、人件費が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 目減価償却費は834万5,000円でございます。

次に、2 項営業外費用の主なものは、1 目、49 節消費税及び地方消費税100万円でございます。

議案第60号の説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前10時31分休憩

---

午前10時31分再開

○坂本委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明があるので、古木課長、お願いします。

○古木水道課長 先ほど石井委員から御質問のありました、水道の口径別の件数を御説明します。

口径の一番小さい13ミリが一番多くて、件数としましては11万1,476件、料金としますと……すみません、もう一度言います。

13ミリが11万1,476件、次に多い20ミリが5万279件、そこからずっと口径ごとに細かく分かれるんですけども、一番最大のお客様で口径が125ミリ、こちらが12件ございます。

以上の合計となります。

○坂本委員長 ありがとうございます。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時34分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下水道課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算、下水道課所管分の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から、予算書29ページをお願いいたします。

2段目の下から2行目になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金6,433万9,000円のうち、下水道課所管分は、循環型社会形成推進交付金（浄化槽）1,332万3,000円で、合併浄化槽の新設や転換への国庫補助金でございます。

次に、34ページをお願いいたします。

2段目の下から2行目になります。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金2,391万5,000円のうち、下水道課所管分は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金1,696万2,000円で、合併浄化槽の新設や転換への県補助金でございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

132ページをお願いいたします。

上から6行目になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費2億5,676万4,000円のうち、下水道課所管分は4,639万5,000円です。主なものは、合併処理浄化槽設置整備事業補助金です。令和7年度は、合併処理浄化槽の設置75基、宅内配管27件、単独処理浄化槽撤去14基などを見込んでおります。

7行目の4,360万8,000円は、従来からの補助金です。

9行目の264万円は、公共下水道認可区域内の下水道未整備区域に対する市単独費での合併処理浄化槽補助金でございます。

以上で議案第53号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

次に、下水道事業会計の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 続きまして、議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧願います。

初めに、第2条、業務の予定量でございます。

(1) 水洗化戸数1万6,000戸、(2) 年間処理水量678万2,000立方メートル、(3) 1日平均処理水量1万8,581立方メートル、(4) 主要な建設改良事業は、汚水管路建設事業1億2,836万6,000円、処理場建設事業1億2,316万4,000円、ポンプ場建設事業200万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出並びに第4条、資本的収入及び支出については、予算書33ページからの令和7年度笠間市下水道事業会計予算に関する明細書にて御説明申し上げます。

次の2ページをお願いいたします。

第5条、企業債は、起債の目的、限度額などについて定めるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の流用について定めるものでございます。

次に、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金でございます。一般会計からの負担金、補助金及び出資金でございます。

次に、34ページ、予算に関する明細書をお開き願います。

第3条、収益的収入及び支出並びに第4条、資本的収入及び支出の主なものについて御説明いたします。

初めに、第3条、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業収益は23億9,877万8,000円でございます。

次に、1項営業収益、1目下水道使用料は8億6,904万1,000円でございます。

続いて、2項営業外収益、1目国庫補助金3,500万円は、公共下水道台帳補正とウォーターP P P導入可能性調査への国庫補助金です。

次に、2目県補助金1,384万1,000円は、湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金110万円と、農業集落排水事業推進交付金1,274万1,000円でございます。

次の35ページをお願いいたします。

3目一般会計補助金7億8,423万4,000円は、一般会計からの補助金でございます。

次に、5目雑収益513万円は、農業集落排水施設への接続支援事業に対して、一般会計から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの受入れなどでございます。

次の36ページをお願いいたします。

続いて、3条、収益的支出でございます。

1款下水道事業費用は23億9,877万8,000円です。

1項営業費用、1目污水管路費1億1,053万7,000円の主なものは、2節委託料1,991万7,000円、公共下水道台帳補正業務委託料などでございます。

4節修繕費6,905万6,000円は、令和5年度から令和6年度にかけて実施しました管路内カメラ調査結果に基づく管路修繕工事と道路管理者の舗装工事に併せて実施するマンホール蓋交換やかさ調整工事などでございます。

次の37ページをお願いいたします。

3目処理場費5億2,765万7,000円の主なものとしましては、9節委託料3億3,123万7,000円は、2か所の公共下水道処理場と6か所の農業集落排水処理場の包括的維持管理業務委託料2億5,960万円と、官民連携の手法で施設や管路の維持管理と更新を一体的に行うウォーターP P P導入に向けて課題の整理や連携手法の比較検討、民間事業者への意向調査などを行う調査業務委託料3,500万円などでございます。

次の38ページをお願いいたします。

10節手数料4,157万8,000円は、農業集落排水処理場の汚泥汲取手数料などでございます。

11節修繕費1,044万2,000円は、農業集落排水岩間南部地区処理場の機器修繕工事などで

ございます。

13節負担金5,269万7,000円は、公共下水道の汚泥焼却処理を委託している那珂久慈浄化センターの施設維持管理費負担金でございます。

次に、4目ポンプ場費2,239万2,000円は、3か所の公共下水道ポンプ場の維持管理費用などでございます。

次に、5目業務費4,035万1,000円の主なものは、次の39ページを御覧願います。5節負担金3,933万5,000円は、水道事業と一括して実施している使用料賦課徴収業務などの下水道課分を、水道課への負担金として計上しているものでございます。

次に、6目総係費の主なものは、人件費及び浄化センターともべの管理棟維持管理費用などでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

7目排水設備費658万1,000円は、湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金と国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した農業集落排水施設接続支援事業補助金でございます。

8目減価償却費、有形固定資産減価償却費などでございます。

続いて、2項営業外費用2億623万4,000円です。主なものは、企業債利息と消費税、地方消費税納付予定額でございます。

次の43ページをお願いいたします。

続いて、4条、資本的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業資本的収入は9億5,267万1,000円です。

1項企業債は7億8,500万円でございます。1目下水道事業債は、公共下水道事業債が7,560万円、農業集落排水事業債は4,740万円でございます。

次に、2目資本費平準化債は6億6,200万円でございます。内訳は、公共下水道が5億2,000万円、農業集落排水は1億4,200万円でございます。

次に、2項、1目一般会計出資金は1億1,844万円です。内訳は、公共下水道が3,232万5,000円、農業集落排水は8,611万5,000円でございます。

次に、4項国庫補助金3,087万円は、公共下水道整備事業補助金でございます。公共下水道事業全体計画策定の1,787万円と浄化センターともべの耐震診断1,300万円でございます。

次に、5項県補助金350万円は、農業集落排水安居地区の機能強化対策事業の250万円などでございます。

次の44ページをお願いいたします。

続いて、4条、資本的支出でございます。

1款下水道事業資本的支出は16億8,033万9,000円でございます。

1項建設改良費、1目污水管路建設費1億2,836万6,000円の主なものとしましては、1

節委託料5,974万6,000円は、下水道全体計画区域などの見直しに伴う下水道全体計画策定業務委託料3,575万円、また柿橋団地、むつみ団地などの民間開発事業により市に譲渡されました下水道管路のカメラ調査委託料1,274万3,000円及び不明水対策としまして、公共下水道不明水・解析業務委託料1,125万3,000円でございます。

次に、2節工事請負費6,807万円は、旭町地内の管路布設工事2,431万円と公共汚水柵設置工事3,850万円は、家屋の新築など市民からの申請により宅地内に公共汚水柵を設置する工事費でございます。

次の45ページをお願いいたします。

続いて、2目処理場建設費の主なものでございます。

7節委託料3,100万円は、浄化センターともべの耐震診断2,600万円と、農業集落排水安居地区処理場の機能強化対策に伴う基礎調査業務委託料500万円でございます。

次に、11節工事請負費4,927万4,000円は、農業集落排水北川根及び安居地区処理場の機器交換工事費4,627万4,000円などでございます。

次に、12節負担金422万6,000円は、県が実施する那珂久慈広域汚泥処理施設の空調設備改築工事などに伴う負担金でございます。

46ページをお願いいたします。

2項企業債償還金14億2,680万9,000円は、企業債の元金償還分でございます。内訳は、公共下水道が11億2,749万1,000円、農業集落排水が2億9,931万8,000円でございます。

以上で議案第61号の説明を終わります。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 すみません。44ページ、公共下水道不明水・解析業務委託料についてお聞きしたいんですけども、不明水が今、笠間市の場合だと今年度の量でいくと約4割ぐらいという形になっていると思うんですが、令和3年度が不明水がやっぱり257万立方、令和4年度が214万立方で、コロナで減ったのかなと思うんですけども、その次の年は256万立方でまた4割になって、4割、3割5分、4割っていう形の不明水がどんどん出てきているんですが、やっぱりこれを減らさないとかかなり処理がもったいないとか、4割は全く関係ない水が入ったものを下水道処理を全部やって流しているっていう状況になっていると思うので、44ページに入った今回の公共下水道不明水の解析の内容とか、どんなことをやるのかを教えてくださいなと思います。よろしくお願いします。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 調査方法なんですけど、マンホール内に流量計を設置しまして、雨天時と晴天時の汚水量を計測しまして、汚水量増加の範囲を特定する調査でございます。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 今年度初めてこれなんか入ったのかな、昨年度もあったのかちょっと分からないですけども、やはり特定の範囲、特に管路の太いところ辺りに仕掛けて、方面ごとに潰していくっていう作業を地道にやるしかないと思うんですけども、今まではどんな感じだったんでしょうか。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 来年度、新規事業として行う事業でございます。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 この不明水の40%が毎年毎年少しずつでも減っていただければ、ぜひやってみてください。よろしくお願いします。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 36ページですけども、36ページに汚水管路費というのがありまして、4節修繕費が6,905万円となっています。この修繕費で、どの程度の修繕を行うことにしているのか、距離数なのか、その辺を教えてください。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 カメラ調査を実施した結果に基づいて、管路の内面を補修する工事としまして、約130か所を予定しております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、今汚水管の事故なんか大きな心配というか、それが全国に広がっていますけれども、笠間市がこういう危険性があるところの箇所っていうのは、今どのくらい把握していますか。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 まずは、なかなか把握のほうはまだできてない状況なんですけど、マンホールポンプ場から圧送された汚水管の出口、出口のところに硫化水素も一緒に噴出するような状況な箇所については定期的に見るような形を取っていくようにしたいなと思っております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 この費用で必要な調査ができるのかちょっと心配なんですけれども、これだけの費用で大丈夫なんですとか、調査や対策が。

○坂本委員長 友部部長。

○友部上下水道部長 私のほうからお答えさせていただきます。

今回予算に計上させていただいているのは、カメラ調査を実施した結果に基づきまして、友部駅前地区、一番古いところなんですけれども、こちらを中心として、結果に基づいて修繕工事を行うという予算を計上しているものでございます。

御指摘のカメラ調査、それにつきましては随時調査を行っておりまして、令和6年度の補正予算でも調査の費用を頂いて実施をする予定でございます。管の太いところ、600ミリとか800ミリ、こちらについての調査というのは随時行っているところでございまして、一例を挙げますと、道の駅の手越地区で令和3年、令和4年に随分長い期間工事をやっていたかと思えますけれども、こちらは笠間地区から友部地区に流入する主要な下水管でございます。こちらを調査した結果、やはり劣化があるということで、管路の内面を補修する大規模な工事等々を令和3年から令和4年にかけて実施しております。

また、旭町地区についても、先ほど課長からありましたように、やはり硫化水素が出やすい地区というのはある程度把握することができますので、そういった部分を中心に調査を行いまして、現在旭町地区等も行っておりますが、劣化する箇所があった場合にはきちんと修繕工事を行って、未然に大きな事故にならないように防いでいくというようなことで対策を講じておるところでございます。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午前10時36分休憩

---

午前10時36分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石井委員。

○石井 栄委員 それではそのところ、2目雨水管路費っていうのがございますよね。雨水管路費が107万7,000円ということになっていまして、その4節修繕費が都市下水路等維持修繕費で100万円と出ていますけれども、そもそも都市下水路というのは笠間市に何キロぐらいあるのか。

それで、100万円でどの程度の（「石井委員、10万円です。」と発言する者あり）…  
…100万円って言ったんですが、10万円なんですね、失礼しました。

訂正をさせていただきまして、10万円でどの程度の修繕ができるのか、それも併せて教えてください、お願いします。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 笠間市には都市下水路が5路線ございまして、友部地区で2路線、笠間地区で3路線、岩間地区にはございません。約8キロの都市下水路の延長がございます。

10万円については、緊急的なもので、予備費的なもので用意してある予算でございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、特にそこで大きな損傷などがあって、修理をしないといけないという状況でもないということなんですか。

それで、都市下水路っていうのは、どのような規模のものなんですか。口径とか仕組み、その様態といいますか、そういうのをちょっと教えていただけませんかね。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 まず、一般的にコンクリートの製品で、開渠型の水路が多いです。あと、ボックスカルバートといいまして、箱型になっているものですね、そういった造りになっている箇所もございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 石井委員とちょっと共通する部分もあるんですけども、修繕費の件ですか、36ページの。道路に穴が開いちゃったっていうようなことは、まず今年度ですよ、何か所かあると思うんですけども、どのぐらい把握していますか。大小、それ含めた中で教えてください。

下水道管がやっぱり劣化して、水が漏れちゃうことがあると思うんです。そうすると、それによって道路に穴が開くとかなんていうことってあると思うんですけども、そういうことってないんですか。そういうのも含めて、ちょっとお話ししてください。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 まず、管路のマンホールから漏水して道路に穴が開いたっていう事例は、今年度はございません。

マンホールと舗装の間が車道、車の通行によって劣化しまして、それでマンホール周りの舗装が壊れたっていう事例が2か所ほどございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 まず、汚水の管が結局壊れちゃって、水が漏れちゃって、それに対して道路に穴が開いたということは、今年はないと。過去はちょっと分からないんだけど、結局何が心配かっていうと、そういうことで結局大事故が発生しているわけなので、笠間市のそういう現状というのがまず一つは知りたかったです。

今年度はなかったということで、それはそれでいいとして、さっき言った、車が通って擦れちゃって壊れちゃったっていうようなお話ししたと思うんですけども、それが2か所やったっていうことなんですけれども、そういう修繕費はどこのこれをどう、会計見れば分かるんですか。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 汚水管路費の修繕費の中にとってあります。

○村上寿之委員 それは、何ページのどこですか。

○高久下水道課長 36ページの4節修繕費6,905万6,000円の中に入っています。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 そうすると、さっき石井委員が言ったけれども、6,900万円ぐらいで現実足りるのかと思うけれども。実際、これは安心安全を考えた部分での話だと思うんですけども、とてとて、もっと予算だつて取つても、部長がさっき補正で幾らかこう、何て言うの、付け加えながら直していったみたいな話はしていたけれども、もっと安心を

買うためにはいろいろな、こんな修繕費なんていうのも調査するなり何なり、金かけてもいいと思うんですよね。現実、本当にその汚水がもとで道路が穴が開いちゃったということがないのは、本当に幸いだと思うんですけれども、万が一そういうことがあって、何ていうの、どこでしたっけ、この間事故があったの、（「八潮」と発言する者あり）八潮みたいなことが、そんなことあっては困っちゃうけれども、でもあんなでかい穴は開かないとしても、道路に穴開いて、車がそこにおっこっちゃって、タイヤがパンクしちゃったり、車に傷がついたらっていったら、どこが補償するかといったら、これ市が補償するようなことになっちゃうと思うんですよ。

そういう対策なんていうのも含めながら、もうちょいこういう予算なんていうのは今の時代、もう何十年もたっている汚水管なんですから、もうちょっと予算を膨らませていろいろ見ていくのもいいのかなというふうに思うんですけれども、その辺どのようにして、こういう予算で取っているんですか。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 まず、今回6,905万円は、先ほどカメラ調査に基づいた修繕工事に約3,600万円ほどかけております。それと、あとは道路管理者が舗装工事に併せて実施するマンホール蓋の交換やかさ調整工事などに約2,400万円ほどをかけておまして、残りについては、舗装の修繕とか、あとはマンホール、その工事以外で修繕が必要になったマンホール蓋の交換とかの費用に充てて、充てるような予算となっております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 当然そういうことは分かるんだけど、一番心配なのは、やはり大事故が起きてからじゃ遅いってことなんです。そういう、やはり世間で、やはりどこも下水道管を調査して事故がないか調べたなんていうようなことがマスコミ等でも大々的に放送されている中、もうちょい緊張感を持ってここはやっていただければいいなというふうに思ったことなんです。当然、石井委員もそういうことだと思うんです。

一番心配するのは、やっぱり市民の安全と安心と、何かあった場合の役所の対応だと思うんです。そういうのも含めながら、やっぱり予算づけ、もうちょい考えながらやっていただければいいなっていうような要望です。ぜひ、ここはちょっと重きことを置きながら取り組んでいただければいいなっていうふうに思います。ぜひ、よろしくお願いします。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 私は、35ページの増減と、あとこの業務がちょっと分からないので、質問したいんですけれども、3目一般会計補助金で、これ対前年1億1,277万8,000円増の要因と、あと節の説明の中で4番目の高資本対策に要する経費ってどんなものか、教えていただければ助かります。

○坂本委員長 高久課長。

○高久下水道課長 1億1,200万円の増額につきましては、来年度の歳出に合わせて増額になったというのが理由でございます。

高資本につきましては、農業集落排水事業に関わる補助金でございます。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 分かりました。ありがとうございます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

以上で上下水道部関係各課の審査を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

---

午前11時20分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部建設課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

建設課長田中 博君。

○田中建設課長 建設課田中です。

議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算、建設課所管分の主な事業の内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

29ページを御覧ください。

下段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金4億6,960万円でございます。内容につきましては、初めに社会資本整備総合交付金（安全快適なみちづくり）1億4,000万円につきましては、県立中央病院北側の幹線道路事業、（仮称）鯉淵南友部線整備事業及び鴻巣地区踏切対策事業、（友）2級14号線整備事業に関わる交付金でございます。交付率は50%になります。

次に、社会資本整備総合交付金（産業拠点を結ぶ市町村道整備）1,100万円につきましては、安居工業地域整備事業、（岩）2級19号線に関わる交付金でございます。交付率は55%になります。

次に、道路メンテナンス事業補助金1億9,800万円につきましては、笠間市橋りょう長寿命化修繕計画に基づいた橋りょう定期点検及び橋りょう修繕工事費用に関わる補助金でございます。補助率は55%になります。

次に、防災・安全交付金（通学路交通安全対策）9,460万円につきましては、笠間市通学路交通安全プログラムに基づいた歩道整備事業に関わる交付金でございます。交付率は

55%になります。

次に、30ページを御覧ください。

上段1行目になります。3節住宅費補助金1億2,333万5,000円のうち、建設課所管分は8,500万円になります。内容につきましては、社会資本整備総合交付金（地域住宅・狭あい道路）に関わる交付金でございます。補助率は50%になります。

続きまして、32ページを御覧ください。

上から4段目になります。16款県支出金、1項県負担金、5目土木費県負担金、1節道路橋りょう費負担金9,900万円でございます。内容につきましては、安居地内茨城県農業総合センター敷地内市道廃止に伴う代替路線整備の受託費用でございます。

次に、35ページを御覧ください。

2段目になります。16款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金、1節道路橋りょう費補助金2,711万5,000円でございます。内容につきましては、合併市町村幹線道路整備支援事業補助金の起債償還に対する県からの補助金でございます。

続きまして、47ページを御覧ください。

上から4行目になります。21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入5億7,045万2,000円のうち、建設課所管分はN E X C O用地事務委託金380万7,000円でございます。内容につきましては、スマートインターチェンジ本体、N E X C O東日本施行区間の用地事務などに必要な事務委託金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

167ページを御覧ください。

上から5段目になります。7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、12節委託料1億5,777万5,000円のうち、建設課所管分は9,270万円でございます。内容につきましては、市道に架かる2橋の設計業務委託料は2,240万円のうち1,030万円、また常磐自動車道に架かる橋りょう7件及び市道に架かる98橋の定期点検委託料8,240万円でございます。

同じく、下から2段目になります。14節工事請負費6億5,314万円のうち、建設課所管分は、橋梁維持補修整備工事費2億7,810万円でございます。内容につきましては、笠間市橋梁長寿命化修繕計画、定期点検判定診断の結果に基づく補修工事になります。

続きまして、168ページを御覧ください。

3段目になります。7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、12節委託料713万4,000円のうち、スマートIC整備委託料700万円につきましては、県道稲田友部線からの進入路となるアクセス道路に係る設計積算業務でございます。

次に、13節使用料及び賃借料325万8,000円のうち、電算システム使用料245万8,000円につきましては、茨城県土木設計積算システム開発及び共同利用運営事業に関する基本協定に基づく土木積算システムの使用料でございます。

次に、14節工事請負費 4 億1,198万8,000円のうち、道路新設改良工事費 3 億2,944万8,000円のうち、建設課所管分は 2 億9,130万円でございます。各行政区からの整備要望に基づく生活道路の整備になります。主な路線につきましては、鯉淵地区柿橋グラウンド東側整備延長300メートル、幅員5.5メートルほか5路線でございます。

同じく、舗装修繕工事費3,100万円につきましては、上市原地区ほか50号線と接道する整備延長480メートルの舗装修繕工事になります。

同じく、スマート I C 整備工事費5,150万円につきましては、上加賀田地区笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備に係る整備延長620メートルの進入路（アクセス道路）の道路改良工事になります。

同じく、16節公有財産購入費310万円につきましては、市野谷地区持丸自動車前の生活道路整備ほか1路線に必要な用地買収費でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金4,628万7,000円のうち、道路改良工事等県負担金4,000万円につきましては、J R 友部駅南口、県道平友部停車場線整備延長320メートルの歩道整備工事のうち、延長160メートルの整備に伴う県への負担金となります。

同じく、N E X C O 負担金206万円につきましては、上加賀田地区笠間パーキングエリアスマートインターチェンジに伴うN E X C O 東日本への受託工事（料金所付近の工事に係る負担金）でございます。

同じく、仁古田地区急傾斜地崩壊対策事業負担金400万円につきましては、仁古田地区土砂災害特別警戒区域に指定された平均斜度46度、平均高さ8メートルの急傾斜地崩壊対策事業（茨城県水戸土木事務所工事発注施工）の事業費に対する地元負担金（負担率）としては、事務費の10%でございます。

続きまして、169ページを御覧ください。

2 段目になります。4 目幹線道路整備費、12節委託料 2 億4,719万円になります。内容につきましては、鯉淵地区県立中央病院北側の延長2,400メートル、（仮称）鯉淵南友部線に伴う橋りょう詳細設計、笠間地区下市毛北交差点から大和田5差路までの延長620メートルの歩道整備ほか2路線の測量設計等委託料になります。

同じく、16節公有財産購入費865万円になります。内容につきましては、J R 常磐線第2鴻巣踏切と接道する生活道路拡幅ほか1路線に必要な用地買収費用でございます。

同じく、21節補償・補填及び賠償金3,203万円になります。内容につきましては、笠間地区歩道整備ほか1路線の支障物件となります物件移転等補償費になります。

次に、3 段目になります。5 目狭あい道路整備等促進費、12節委託料710万円でございます。内容につきましては、上加賀田地区、地域交流センター上加賀田の拡幅整備延長200メートルに伴う用地測量及び補償調査業務になります。

同じく、14節工事請負費 1 億5,141万円でございます。内容につきましては、下郷地区新渡戸コミュニティセンター前、延長370メートル、狭あい部分の拡幅整備ほか4路線の

道路改良舗装工事になります。

同じく、16節公有財産購入費217万円でございます。内容につきましては、12節委託料で説明いたしました、上加賀田地区の拡幅整備に必要な用地買収費用でございます。

次に、170ページを御覧ください。

1段目になります。21節補償・補填及び賠償金1,442万円でございます。内容につきましては、12節委託料で説明いたしました、上加賀田地区ほか1路線の拡幅整備に支障物件となります、物件移転等補償費でございます。

以上が建設課所管分の説明でございます。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

---

午前11時33分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算の管理課所管の主なものについて御説明申し上げます。

歳入から御説明申し上げます。

予算書21ページを御覧ください。

12款交通安全対策特別交付金621万5,000円は、道路交通法の反則金を財源とした国からの交付金でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、1節道路使用料2,730万円は、電柱などの道路占用に係る使用料でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

166ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、12節委託料1,313万8,000円の主なものは、道路台帳を更新する費用や地籍図を加除修正する費用でございます。

次に、14節工事請負費621万5,000円は、ガードレールやカーブミラーなど、交通安全施設工事費でございます。

続きまして、次ページ、167ページを御覧ください。

5段目になります。2目道路維持費、12節委託料1億5,777万5,000円のうち、主なものになります。設計業務委託料2,240万円のうち、笠間地区日草場地内の笠間自動車学校南側の舗装修繕に係る設計費でございます1,210万円。植栽管理委託料3,700万円は、笠間地区笠間高校前の国道355号など、街路樹等植栽管理委託となります。また、測量設計等委託料1,467万8,000円は、友部地区旭町地内地下排水路メンテナンスに係る設計委託料でございます。

続きまして、次ページ下から2段目、14節工事請負費6億5,314万円のうち、主なものにつきましては、道水路維持補修整備工事費3億7,204万円でございます。補償修繕や側溝整備などの工事費2億7,384万円と、道路補修や除草等の道路等包括管理工事費9,820万円でございます。

続きまして、168ページを御覧ください。

3目道路新設改良費のうち、管理課所管の主なものにつきましては、上から5段目、14節工事請負費4億1,194万8,000円。道路新設改良工事費3億2,944万8,000円のうち、管理課所管分は3,814万8,000円でございます。市道（岩）中3号線における横断管布設替工事でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 今回の説明でどこに記載されているのか分からないのがありまして、一つは、道路ののり面の除草費用というのは何ページのどこに入っているんですか、予算書の中で。

○坂本委員長 鈴木課長。

○鈴木管理課長 各地区、道路維持事業ということで、例えば予算に関する参考資料の中で申しますと、道路維持事業（各地区）ですね、友部地区・笠間地区・岩間地区という記載をさせていただいているんですが、そちらについては、予算書で申しますと167ページになります。工事請負費としていたしましては、道水路維持補修整備工事費。

14節工事請負費の中でございます。段目で申します。下から2段目の中でございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 14節工事請負費、道水路維持補修整備工事費3億7,204万円の中に、のり面の除草作業費というのは幾らぐらい含まれているのでしょうか。

○坂本委員長 鈴木課長。

○鈴木管理課長 のり面のみの予算という形では考えてはいないんですが、通常各地区を合わせて、3地区で3,000万円ほどの予算を確保しておりますので、そちらの中で、特に草が伸びてくる5月から10月にかけて対応するというので考えております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 市民からの要望がかなり強くありまして、のり面の除草がなかなか進んでないと。やるからと期待していたんですが、道路の下から50センチぐらいのところだけ除草して、上が大分残っちゃっていると。

それで、市のほうも大変なのであれば、自分がボランティアでやるからといって、そのところに、何か靴を加工して滑り止めの防止をつけてやったんですが、上から滑り落ちてけがしそうになるので、のり面に少し歩けるような細工ができないかとかいろいろやっているんですが、うまくいかないの、その工事なんかはしっかり上まで除草作業はできないのか。笠間市民球場の近くでシーズンになるといろいろなバスがたくさん来て、ボサボサののり面がそのままになっていて、自分でもうまくできないと、やる気はあるんだけど。そういう予算っていうのは、そういうのり面の除草ができるような予算っていうのは、これで大丈夫なんですか。どのくらいできるのか。

○坂本委員長 鈴木課長。

○鈴木管理課長 まず、今委員おっしゃられました場所につきまして、御自分で維持のほうをお手伝いいただけるような工事ができるということまでは、お約束できないところはございます。

とは申しましても、そういった、例えばお子さんが通われる場所であったりとか幹線道路であるような場所については、包括管理であったりとか維持工事の中で工事する、草刈りも含めて対応する場所はございますので、そちらだけをやるということでお伝えすることはできないんですが、そのあたりは検討する余地はあるかなと思っております。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 何かいろいろなところから要望が出ていまして、全部で、市の説明としては、市道が1,500キロあってとても全部ができないので、地域の方やなんかいろいろな協力を得て進めていけるといいなという説明会があったように聞いています。

それで、地元の区長やなんかもそういう話聞いているんだよなという話は聞いていますけれども、自分でも地域の人もやろうと思っても急な斜面なのでなかなかできなくて、そういうところは市の体面にとっても非常に大事なところなので、自分も協力するからって言うてくれている人もいるので、ぜひそういう好意を、市民負担に頼るばかりではなくて、そういう要望をしっかり受け止めて、除草作業に取り組んでいただければありがたいなということで、もう一回その辺のことをお伺いしたいんですが。

○坂本委員長 鈴木課長。

○鈴木管理課長 確かにボランティアいただける方もたくさんいらっしゃいますし、その中で一部、今まではできていたんだけど、高齢になったのでなかなか、もうできなくなってしまったっていうことで、わざわざ伝えに来ていただけるような方もいらっしゃいます。

ということもありますし、うちのほうでも、路面清掃車のお話を差し上げたような形で、何かしら効率的に動けるようなものを考えながら進めていきたいと思っておりますので、今お話しいただいた内容も検討の中に入れてさせていただきたいと思えます。

○坂本委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村幸子委員 私、今回初めて知ったんですが、すみません、21ページのところに交通安全対策特別交付金っていうのがあって、これが166ページの中で、ガードレールとかカーブミラーのそういった対応に使われるということが初めて知ったんですが、去年は900万円出ていましたよね。これ今、1年間にどのぐらいのガードレールとかカーブミラーの補修につながったのかっていうのはわかりますか。

○坂本委員長 鈴木課長。

○鈴木管理課長 こちらにつきましては昨年度900万円ということで、おおむね考え方として、地区ごとに300万円程度というもので考えてはありました。オール笠間で考えて、地区ごとって何だろうというところもありましたので、実際要望等をいただいているガードレール、カーブミラーの部分をピックアップしまして、そちらで予算化したような形です。

以前ですと、この900万円の中で、区画線という白い道路脇の舗装の部分を塗っておりましたが、そういったところは工事費のほう実際よく確認しましたところ、この交付金の対象とするものは外側線についてはありませんので、カーブミラーとガードレールというのを基本に予算化しているものでございます。

今年度の整備としましては、要望箇所に基づいて行っておりますので、件数自体は今現在何件とまでは把握しておりませんが、この交付金を使いながら整備を進める。または、交付金は頂けないまでも補正予算等で行って、一昨年ですと2,000万円近く使わせていただいているような状況もありますので、危険性が出てくるような場合とかも踏まえまして、そこは補正もいただきながら整備をするということになります。

なので、現時点では600万円ほどで上げさせていただいているものは、要望箇所等を踏まえて上げさせていただいているということになります。

○坂本委員長 田村委員。

○田村幸子委員 何か減ってしまったので、ちょっと心配になったんですけども、しっかり補正でまたやっていただけるということですので、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午前11時47分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市計画課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 都市計画課の鶴田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、都市計画課所管の主なものにつきまして御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

23ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料9,459万円のうち、都市計画所管分は6,710万円です。

3節公園使用料1,832万5,000円は、笠間芸術の森公園におけるイベント時の駐車場使用料や施設使用料、販売などの行為許可使用料などでございます。

次の段、4節住宅使用料4,340万8,000円は、市営住宅13団地の使用料でございます。

続いて、5節駐車場使用料536万7,000円は、友部駅及び岩間駅前広場駐車場の使用料でございます。

25ページを御覧ください。

2項手数料、4目土木手数料282万5,000円のうち、都市計画課所管分は142万5,000円です。主なものは、1節屋外広告物許可申請手数料133万7,000円、3節開発行為許可関係申請手数料7万2,000円でございます。

続きまして、29ページをお開きください。

一番下の段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金1,850万円は、公園施設長寿命化事業に伴う補助金でございます。

30ページに移りまして、3節住宅費補助金1億2,333万5,000円のうち、都市計画部分は2,680万2,000円です。主なものとしたしまして、上から5行目、社会資本整備総合交付金2,526万3,000円は、公営住宅長寿命化事業に伴う補助金でございます。

37ページをお開きください。

16款県支出金、3項委託金、5目土木費委託金、2節公園費委託費6,367万6,000円は、笠間芸術の森公園の管理業務委託金でございます。

続いて、40ページをお開きください。

19款繰入金、2項基金繰入金、9目友部駅橋上化及び自由通路整備基金繰入金537万9,000円は、駅自由通路、駅前広場整備事業の財源として基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

170ページを御覧ください。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費2億6,417万3,000円のうち、都市計画課所管分は4,789万6,000円でございます。

171ページをお開きください。

10節需用費912万5,000円のうち、都市計画所管分は909万6,000円で、主なものとしましては友部駅、岩間駅などの駅前広場や自由通路の電気料及び駅前広場トイレ等の修繕費用などがございます。

一つ飛ばしまして、12節委託料3,742万6,000円のうち、都市計画課所管分は2,176万7,000円でございます。主なものとしまして、施設保守点検委託料982万4,000円でございます。

次のページに移りまして、上から2行目、清掃委託料971万8,000円は、友部駅、岩間駅などの施設保守点検及び清掃委託料でございます。

続きまして、14節工事請負費1億5,137万9,000円のうち、当課所管分は施設整備工事費537万9,000円で、友部駅北口エスカレーターの修繕工事費でございます。

次の18節負担金補助及び交付金706万1,000円は、関係団体に対する負担金のほか、木造住宅の耐震化を促進するための耐震改修工事費に対する補助金100万円、及び宅地創出促進補助金600万円でございます。

続きまして、173ページを御覧ください。

3目公園費2億3,097万9,000円でございます。主なものとしまして、次のページになります。12節委託料1億6,741万3,000円でございます。上から3行目、公園管理委託料3,162万6,000円は、笠間中央公園、各地区の都市公園などのトイレ清掃や除草などの公園管理委託料でございます。また、笠間芸術の森公園の管理費としまして3,550万円、植物管理委託料としまして9,262万円を計上しております。

次に、14節工事請負費、公園改修工事費4,611万円は、公園施設長寿命化事業における都市公園施設の更新に係る費用でございます。

続きまして、175ページになります。

5項住宅費、1目住宅管理費1億6,123万円のうち、当課所管分は1億636万3,000円でございます。主なものとしまして、次のページを御覧ください。12節委託料、上から3行

目、設計業務委託料1,194万円は、公営住宅長寿命化事業におけます石崎住宅の給排水管、ガス管などの改修修繕に係る設計委託料でございます。

二つ飛ばしまして、市営住宅管理委託料3,613万4,000円は、市営住宅の管理業務を包括的に委託する費用でございます。

次に、14節工事請負費、住宅整備工事費5,588万円のうち、当課所管分は4,588万円で、公営住宅長寿命化事業におけます改修修繕に係る工事費でございます。

177ページに移りまして、18節負担金補助及び交付金3,416万5,000円のうち、当課所管分は486万円でございます。

下から2行目、福原公営住宅子育て世帯支援助成金240万円は、福原公営住宅の入居促進を図るための、子育て世帯に対する助成金でございます。

次の地場産材活用促進事業補助金120万円は、笠間焼及び稲田御影石を建築資材として使用する住宅等の新築、増改築におきまして、工事費の一部を補助するものでございます。

以上で都市計画課所管の議案第53号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

村上委員。

○村上寿之委員 174ページの植物管理業務委託料っていうところがあるんですけども、9,262万円の予算計上したんですけども、これどんなことに主に使うか、教えてください。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 こちらは、笠間芸術の森公園約35ヘクタールぐらいあるんですけども、その造園管理ということで計上のほうさせていただいております。除草だったりということになります。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 これは、あくまでも芸術の森公園だけの、結局管理料ということで計上してあるような感じなんですけど、となると、35ヘクタールの芝の管理だの、そういう除草だけで9,262万円って、これ毎年このぐらい使っちゃっているんですか。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 面積は大分広大になりますんで毎年9,000万円ぐらいはかかってはいるんですけども、やっぱり人件費のほう高騰しておりますので。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 確かに、そういう人件費と材料、全てのそういう委託、こういう何ていうんですかね、植物管理委託なんていうのは、農薬だって全てお金が上がっていると思うんです。なので、単純に言えば、毎年9,000万円ぐらい使っているところ、9,000万円ぐらいで済んでいけばこれはいいのかなとも捉えられることもできるし、ある反面そんなに金

かかっちゃうのかよって思う反面もあるんですけども、できれば毎年9,000万円ぐらい使っているところが、材料高騰とか人件費高騰とかそういう部分で、同じぐらいの値段で収まる部分は評価しますけれども、もうちょっと抑えることってできないのかなっていうふうに感じているんですけども、その辺をちょっとお聞かせいただければ。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 そうですね、この公園管理費につきましては1億円近くかかっているということで、来年度以降、当然人件費は上がってはいるんですが、範囲エリア、管理エリアのほうもちょっと見直しまして、例えばあまり人が入らないようなところはやらなとかその範囲もちょっと見直しまして、経費のほうは抑えるようにしていきたいと考えております。

○坂本委員長 ほかにございますか。

石井委員。

○石井 栄委員 174ページの14節工事請負費4,611万円というの、主な対象工事というのはどういう工事なんですか。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 こちら、公園長寿命化計画に基づきまして、令和7年度は市内の6公園、都市公園ですね、市内の6都市公園につきまして老朽化した遊具の修繕を行っていく予定でございます。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、芸術の森公園のトイレの改修というのは、この中には含まれていないんですか。含まれているとすれば、どこに含まれているんですか。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 この中には、芸術の森の修繕費は含まれておりません、トイレのほう。

○坂本委員長 関根部長。

○関根都市建設部長 トイレの改修につきましては、県のほうの施設ですので、県が主体的になって改修はしていただいています。

○坂本委員長 石井委員。

○石井 栄委員 今の部長のほうから県のほうがトイレの改修に取り組んでいるということなんですが、女子用のトイレは増えている。そういう工事については、聞いていますか。

○坂本委員長 関根部長。

○関根都市建設部長 トイレの数自体は変わらないんですが、和式から洋式に替えるというような工事を、これも要望もありますので、それを女子トイレのほうから優先でやっけていまして、当然男子のほうもそういう要望がありますので、それも順次、改修していくということで伺っています。

○坂本委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 172ページの18節負担金補助及び交付金の中の宅地創出促進補助金というのがあると思うんですけども、これは2022年度ぐらいから始まったのかな、もうちょっと前でしたっけ。それを、いつぐらいから始まって、最近の実績ってどんな感じなのか、教えてください。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 宅地創出補助金につきましては、立地適正計画におけますコンパクトシティの推進のために令和4年度から行っている事業でございます、昨年度は5件の実績がございます。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 これ要件を見ますと、1区画の面積が200平方メートル以上であることということが条件に入っているんですけども、そうすると小規模住宅特例対応外になるので、おそらく固定資産税、住宅を建てた後、3分の1、6分の1になり切れない部分というのは出ちゃうのかなと思うんですけども、これ200平米未満は入れられないんですか、もうちょっと。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 もともとつくった趣旨が、優良な住宅の提供ということでつくっております、200平米につきましては、開発基準における基準が200平米となっておりますので、基準については一応200平米ということで今回やらせてはいただいております。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 開発行為の基準が200平米っていう、もう最低限のラインができてしまっているってことで理解してよろしいですか。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 それに合わせまして、基準を決めております。

○坂本委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村和夫委員 177ページの上の段の、一番下の地場産材活用促進事業補助金なんですけれども、これってまず実績、令和5年の実績と、これ具体的にどういうものに使っているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 まず、実績でございますけれども、令和5年度につきましては1件、令和6年度につきましては6件の実績がございます。主に、例えば笠間焼で言えば、笠間焼の洗面ボールですかね、自宅で使う洗面ボールですとか、あと稲田御影石で言えば、門柱ですとかポストとか、あと何ですか、階段とかが主なもので使用していただいております。

す。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 先ほどの実績で、令和5年度は1件で、令和6年度が6件って増えた要因って、やっぱりこれ周知の徹底とかなんですか。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 こちらも令和3年度から実施しております、徐々にいろいろPRのほうも市外へともいろいろ広げていますので、そういった意味で増えているのかなというふうには感じております。

○坂本委員長 川村委員。

○川村和夫委員 地場産業の活性化にもつながるので、ぜひ、120万円という限度がありますけれども、やっぱり周知をしていただいて、オーバーするぐらいの需要があればと思うので、そういうところは周知徹底、今後ともしていかれたらと思います。

以上です。

○坂本委員長 鶴田課長。

○鶴田都市計画課長 分かりました。

あと、先ほど実績なんですけど、令和6年度は、繰越しも含めると9件になります。申し訳ございません。よろしくお願いします。

○坂本委員長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

以上で都市建設部関係各課の審査を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午後零時06分休憩

---

午後1時00分再開

○坂本委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

会計課長塩畑 猛君。

○塩畑会計課長 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計補正予算、会計課所管について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、42ページをお開き願います。

21款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子52万円は、歳計現金の預金利子でございます。

次に、43ページをお開き願います。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入5億7,045万2,000円のうち、会計課所管分は、49ページをお開き願います。詳細は、説明枠の中段の部分になります。収入印紙売りさばき代1,736万5,000円、収入印紙販売手数料58万1,000円、収入証紙売りさばき代563万5,000円、収入証紙販売手数料18万5000円、合計で2,376万6,000円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

61ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、令和7年度予算は4,025万7,000円でございます。会計管理費の主なものを説明させていただきます。

1節報酬の予算額185万7,000円は、会計年度任用職員の2名分の報酬でございます。前年度より27万円の増額になっておりますが、時間単価が上がったためでございます。

次に、10節需用費の予算額2,331万3,000円は、主に消耗品費2,308万5,000円の収入印紙収入証紙の購入代金でございます。

次に、62ページをお開き願います。

11節役務費の予算額1,015万4,000円は、主に手数料でございますが、昨年度から見て296万4,000円の増額になっております。通年化による送金振込手数料305万5,000円、通信運搬費31万円で合計336万5,000円の増額ですが、逆に納付書収納事務取扱手数料、損害賠償保険料は、今年度の支出状況や人口減を理由に合計で40万1,000円の減額となっているためでございます。

次に、12節委託料の予算額388万円の主なものは、収納事務手数料220万円と岩間支所公金保管運搬業務委託料149万9,000円でございます。

次に、13節使用料及び賃借料14万8,000円は、電算システム使用料及び接続使用料でございます。

以上で会計課所管の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

以上で会計課所管の審査を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時03分休憩

---

午後1時04分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

議会事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算のうち、議会事務局分について御説明をいたします。

歳入はございませんので、歳出のみとなります。

予算書52ページを御覧ください。

1款1項、1目議会費、令和7年度の予算額は2億6,859万円で、前年度比807万3,000円の増となっております。

それでは、主なものについて御説明をさせていただきます。

初めに、52ページ一番下の8節旅費617万1,000円のうち、費用弁償534万1,000円は、常任委員会及び特別委員会への会議出席のための費用弁償と、各委員会が実施する行政視察のための費用が主なものでございます。

次に、最下段の普通旅費82万7,000円は、議長会の会議や行政視察等に随行する職員の旅費を計上してございます。

次に、53ページ上から2段目、10節需用費441万3,000円のうち、印刷製本費382万6,000円は、定例会の会議録及び議会だよりの印刷費を計上しております。

次に、11節役務費でございますが62万5,000円のうち、通信運搬費61万4,000円は、議員及び事務局職員合わせて計29台分のタブレット端末に係る通信費を計上してございます。

次に、12節委託料2,227万8,000円のうち、主なものは本会議並びに昨年度よりホームページへの公開を行っております委員会の会議録作成、運用業務及び本会議の会議録検索システムの運用業務委託料724万円。また、字幕配信を含めた本会議のライブ中継及び録画配信業務の委託料につきましては1,484万円でございます。そのほか、傍聴者車いす用階段昇降機保守点検委託料として19万8,000円を計上しております。

次に、13節使用料及び賃借料67万円のうち、機器使用料10万1,000円は、給茶機の使用料。

次に、2段下のソフト使用料28万1,000円は、モアノートのクラウドライセンス使用料でございます。

次に、53ページの最下段から54ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金979万9,000円の主なものは、全国、関東、茨城県、県西の各議長会の負担金、そのほか54ページ一番下、議員22名分の政務活動費交付金として880万円を計上しております。

以上が議会事務局所管分でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 すみません。53ページ、11役務費、通信運搬費で61万4,000円が計上されていると思うんですけれども、これ議員と事務局職員の通信S I M代という形だと思うんですけれども、昨年もちょっとお話ししたかなと思うんですが、私1バイトも使ってないので、使わなくていい人の部分は今年も計上しないような形か、ほかに回していただいて、返品できるのであれば。自分でほかのS I Mをふだん使っちゃっているので、もったいないと思うので、1円でも削減できればと思うので、その辺の提案をさせていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○坂本委員長 堀内次長。

○堀内議会事務局次長 そういった、これはどこに、例えば視察等でお持ちいただいても通信ができるような状態で全員同じ環境に今しておりますけれども、例えば希望制によって、そういうものを廃止というか、やめるかどうかという点については議会運営委員会なりで御協議をいただいて方向性を決めるべきことかなと思いますので、御提案としていただいて、今後どうするかということ。

ただ、ちなみに今回、令和7年1月からこの通信料はさらに格安なものに変更いたしまして、今回1台1,764円ぐらいの、月という、一番低額なものにはプランを変更しておりますので、前年度から比べると35%の縮減をしておりますので、一応そういったこともやっておりますが、さらに全く使われないという方がいらっしゃるのであれば、そういったことで全員同じ条件でなくてもいいのかどうかというところを、ここで私のほうから即答はできない部分でございますので、懸案事項ということで持ち帰らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○坂本委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 暫時休憩を。

○坂本委員長 暫時休憩します。

午後1時09分休憩

---

午後1時10分再開

○坂本委員長 休憩を解き会議を開きます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

以上で議会事務局所管の審査を終了いたします。

以上で当委員会に付託になりました全ての議案について説明及び質疑が終了しました。

この後、1時30分から会議を再開し、採決を行います。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時28分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、市長、副市長、教育長並びに各部長等の出席をいただきました。また、議会より議長に出席をいただいております。

今期市議会定例会において当委員会に付託になりました、議案第53号から議案第61号の9件の説明及び質疑が終了いたしました。

これより討論を行います。

討論をある方は挙手をお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 日本共産党の石井 栄です。予算特別委員会の最終日に当たり、採決の前に討論をさせていただきたいと思っております。

討論は、二つです。一つは、令和7年度一般会計予算に対し、反対討論をさせていただきたいと思っております。それからもう一つは、令和7年度国民健康保険特別会計予算に、反対の討論をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、3日間、執行部の皆さん、そして予算特別委員会の皆さんと共に、正確な情報の下に質疑をさせていただきまして、予算の中身を理解することができましたこと、皆さんに感謝申し上げたいと思っております。

それでは初めに、令和7年度笠間市一般会計予算、議案第53号に、反対の立場で討論をさせていただきます。

令和7年度笠間市一般会計予算は、歳入歳出とも352億8,000万円に上る過去最高の予算額の予算だとお聞きしております。笠間市の運営に欠かせない予算項目、今回前進したところもたくさんありますが、見ていきますと、全項目に賛成すること、これはできませんので、その中の幾つかの問題点を挙げまして、反対の上、一旦不成立として問題点を直してから成立させることが適切かなと考えます。

現時点では直すべき点として、次の点を申し述べます。

一つ、教育費負担金、スクールバス保護者負担金、小学校の保護者負担金179万7,000円。利用者171人のうちの75人分であります。それから、中学校の保護者負担金54万円は、利用者46名のうち6名分であります。主に行政の都合による学校の統廃合ですから、従前より遠い通学距離になった場合には、バス利用を希望する人には無料にすべきであります。国は、統廃合から5年間は財政的支援制度を適用しましたが、現在は支援を行っていません。5年間で支援の必要がなくなるという見解だそうですが、5年間で支援の必要がなくなったとは考えられません。国が行わなければ、市が行う必要があるのではないかと

考えます。

款2 衛生手数料、環境センター塵芥処理手数料（家庭系）1,402万6,000円。手数料が市内一律で、どこから搬入されても一律料金というのは公平な料金とはいえないと考えます。エコフロかさまに搬出していた住民の方々は、搬出先や環境センターに変更になったため、従前より5キロ、10キロと遠距離になる人が多くいます。料金体系を改定して、遠くなる人には料金の引下げをするべきと考えます。

もう一つ、国保税の課税額が増加し、それにより市民の負担額が増えていきます。国保税の税率等の改定で、値上げが予定されているからです。昨今の物価上昇は、異常な状態です。昨年から今年にかけて、少なくとも数千品目以上の値上げが続いております。国保加入者は、所得50万円未満の世帯が全体の約20%、所得150万円未満の世帯は50%以上になると推測されます。国保税の値上げは、国保世帯に重く響くものとなります。

今回の値上げ改定で、課税額の増加は約1億1,800万円となるとの御答弁がありました。40代の単身世帯、40代夫婦と子ども2人の4人世帯、高齢者世帯など多くの世帯に負担増がおよび、家計に重く響きます。一般会計からの繰入れを増やしていくことが求められますが、それがなされていません。財政調整基金の活用と一般会計からの繰入れで、値上げを避けることは可能と考えます。そもそも国からの支援が足りないため、全国知事会からは1兆円の支援を国が行うように求めています。それが実現に至っていません。国ができなければ市が行い、市民の暮らしを支えることが必要なのではないのでしょうか。それらの対策が、一般会計予算には取られていません。

課税額の増加を世帯のケースに当てはめると、40代夫婦、妻は専業夫婦、子ども2人、4人世帯の所得436万円の世帯では現行の57万6,500円が61万7,600円になり、4万1,100円負担が増額になります。前期高齢者夫婦、妻は基礎年金のみの2人世帯、夫の年金収入300万円では、所得が190万円になり、現行の税額19万9,900円は2万7,900円引上げになり、22万7,800円、国保税の負担割合は年間所得の約12%になります。

物価高騰の中、給与額面、年金が少し上がっても、実質収入賃金はマイナスになります。今回の改定は、値上げの影響が大きくならないように、激変を緩和するように段階的に引き上げるようにしようとしています。値上げ自体、その影響は大きなものです。国庫財政調整基金の活用と一般会計からの法定外繰入れで市民の負担増が避けられます。ほかの自治体でも行っているところがあるようです。本市でも行うべきと考えます。

現時点では、上記の理由で議案第53号、笠間市一般会計予算に反対いたします。委員の皆様には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

次に、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算に、反対の立場で討論をいたします。

予算は、歳入歳出74億6,900万円となる予算であります。

歳入の中の国民健康保険税14億2,767万9,000円のうち、約1億1,800万円は、税制度の

値上げ改定による課税額の増加分です。その内容は、基礎課税額の所得割率が0.4%増、被保険者均等割が1人当たり7,600円増、後期高齢者等課税額の所得割率が0.1%増、被保険者均等割が1人当たり2,700円の増額、介護納付金は課税額の所得割率は0.1%となり、均等割額は1人当たり2,400円の増となります。国保加入者の大きな負担増となります。所得割率均等割額の改定で、課税額の増加は約1億1,800万円となります。

先ほど申し上げましたように、課税額の増加を世帯のケースに当てはめると、40代夫婦、妻は専業主婦、子ども2人の4人世帯の所得436万円の世帯では現行の57万6,500円が61万7,600円になり、4万1,100円の負担が増額となります。前期高齢者夫婦、妻基礎年金のみの2人世帯、夫の年金収入300万円では所得が190万円になり、現在の税額19万9,900円は2万7,900円引上げになり、22万7,800円、年間所得の約12%となります。

物価高騰の中、給与額面年額が少し上がっても、実質収入賃金はマイナスになる場合があります。今回の改定は、値上げの影響が大きくなるように、激変を緩和するように段階的に引き上げるようにしようとする、そういう工夫が見られますが、値上げになり、その影響は大きなものです。

全国知事会などは、国に対して総額1兆円の財政支援を要請していますが、国から要請に応える財政措置が取られていません。今回の引上げは、毎年国保財政調整基金の活用と、ほかの自治体でも、一部自治体では行っている一般会計からの法定外繰入れを行うことが必要でありますけれども、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算には笠間市一般会計からの国保財政への法定外繰入れと国保財政調整基金の適切な活用がありません。国がやらなければ、自治体に行わなければ、市民の暮らしは守れません。

よって、この議案には反対いたします。予算特別委員会の委員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

以上です。

○坂本委員長 ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終わります。

これより1件ずつ採決を行います。

初めに、議案第53号 令和7年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○坂本委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○坂本委員長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 令和7年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 令和7年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 令和7年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 令和7年度笠間市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○坂本委員長 以上をもちまして当予算特別委員会に付託となりました全ての審査が終了しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回は、令和7年度の各会計予算の審査を3日間という限られた時間の中で行いましたが、終始熱心な御審査を賜り、予定どおり終了することができましたことを、感謝申し上げます。ありがとうございました。

今回の予算特別委員会での審査の経過並びに結果については、今期定例会最終日に報告させていただきます。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に一任させていただきたいと思いますので、御了承願います。

ここで、市長より御挨拶をいただきたいと思います。

山口市長。

○山口市長 予算特別委員会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

坂本委員長、益子副委員長並びに委員各位におかれましては、3日間にわたり令和7年度笠間市一般会計予算など9会計の予算につきまして慎重に御審議をいただき、ただいま全て御承認を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げるところでございます。

審議の中でいただいた各意見につきましては、真摯に受け止めてまいりたいと思います。

今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げ、挨拶に代えさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○坂本委員長 ありがとうございました。

次に、議長より御挨拶をいただきたいと思います。

畑岡議長。

○畑岡議長 予算特別委員会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様にはお忙しい中3日間にわたり活発に質疑を行い、熱心な審査をいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。おかげさまをもちまして、付託された全9会計の審査が全て終了いたしました。大変お疲れさまでした。

また、執行部におかれましては、各委員から出された意見などを十分に踏まえ、今後の執行に当たっていただけますようお願いをいたしまして、簡単ではありますが、予算特別委員会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。お疲れさまでした。

○坂本委員長 ありがとうございました。

以上で予算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1 時 4 5 分閉会